

○越前町運転免許自主返納支援事業実施要綱

平成20年3月27日

告示第7号

改正 平成21年3月30日告示第4号

平成23年3月25日告示第11号

平成24年6月25日告示第17号

(目的)

第1条 この告示は、運転免許を自主的に返納する高齢者に対して、自動車に代わる移動手段を一定期間提供することにより、高齢者が自主的に運転免許を返納しやすい環境づくりを進め、高齢者ドライバーによる交通事故を減少させることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 運転免許 道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条に規定する運転免許で、有効期間内にあるものをいう。

(2) 自主返納 本人の申請に基づき、福井県公安委員会に運転免許の全部を取消申請することをいう。

(3) 高齢者 満年齢65歳以上の者をいう。

(支援対象者)

第3条 この事業の対象となる者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本町の住民基本台帳に記録されている高齢者のうち、運転免許を自主返納した者とする。

(支援内容)

第4条 町長は、運転免許を自主返納した者に対し、越前町コミュニティバス無料定期乗車券（以下「無料定期乗車券」という。）を交付するものとする。

2 前項に定める交付の期間は、第6条に規定する支援決定の日から10年間とする。

(支援の申請)

第5条 この事業の支援を受けようとする者は、運転免許自主返納支援事業申請書(様式第1号)に、次の書類を添えて、町長に申請しなければならない。ただし、申請は、1人につき1回を限度とする。

(1) 運転免許の写し

(2) 福井県公安委員会が発行する申請による運転免許の取消通知書の写し

(3) その他町長が必要と認める書類

(支援決定の通知)

第6条 町長は、前条の規定による申請を受理したときは、必要な事項を確認の上、支援の可否を決定し、運転免許自主返納支援事業申請に係る決定通知書(様式第2号。以下「決定通知書」という。)により、申請者に通知するものとする。

(乗車券の交付)

第7条 町長は、支援することを決定したときは、前条の決定通知書に併せて、無料定期乗車券を支援の決定を受けた者(以下「支援決定者」という。)に対して交付する。

(支援の取消)

第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、支援を取り消すことができる。

(1) 支援決定者が死亡した場合

(2) 支援決定者が本町から転出した場合

(3) 支援決定者が他人に無料定期乗車券を譲渡した場合

(4) その他町長が適当でないとする場合

(無料定期乗車券の再交付)

第9条 町長は、以前に支援決定者であった者又は現に支援決定者である者が、次のいずれかの場合に該当することを申し出たとき、無料定期乗車券を再交付することができる。

(1) 本町から転出した支援決定者が転入した場合

(2) 有効な無料定期乗車券を破損又は汚損した場合

(3) 有効な無料定期乗車券を亡失した場合

2 前項第2号の規定による申出には、その無料定期乗車券を添えなければならない。

(無料定期乗車券の引渡し)

第10条 支援決定者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにその所持する無料定期乗車券を町長に引き渡さなければならない。

(1) 無料定期乗車券の有効期間が終了したとき。

(2) 第8条の規定により支援が取消しになったとき。

(3) 第9条の規定により無料定期乗車券の再交付を受けた後、亡失した無料定期乗車券を発見したとき。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月30日告示第4号）

(施行期日)

1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行日の前日までに、改正前の越前町運転免許自主返納支援事業実施要綱第6条の規定により支援決定の通知を受けたものは、第4条第2項の規定にかかわらず、交付の期間を支援決定日から10年間とする。

附 則（平成23年3月25日告示第11号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年6月25日告示第17号）

この告示は、平成24年7月9日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

越前町運転免許自主返納支援事業申請書

(ふりがな) 氏 名		生年月日	年 月 日生 () 歳
性 別	男 女	電話番号	(0778) —
住 所	〒		
支 援 内 容	越前町コミュニティバス無料定期乗車券の交付		
<p>越前町長 様</p> <p>福井県公安委員会に運転免許を自主返納しましたので、関係書類を添えて上記のとおり申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申請者 氏 名 ㊟</p>			

※運転免許の写しを添付してください。

※申請による運転免許の取消通知書の写しを添付してください。

※写真（タテ2センチ×ヨコ2.5センチ）を添付してください。

※この支援事業は、一人に一回限りのものです。

（以下の欄には記入しないでください）

支援決定何

課 長	課長補佐	課 員	係	受付日	年 月 日
				決定日	年 月 日
支援期間	年 月 日から10年間		備 考		

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

越前町長
（公印省略）

運転免許自主返納支援事業申請に係る決定通知書

年 月 日付けの運転免許自主返納支援事業申請については、次のとおり決定しましたので通知します。

- 1 申請が条件を満たしていると認めるので、越前町コミュニティバス無料定期乗車券を交付します。

支援期間 年 月 日から10年間

無料定期乗車券交付は次のとおり

交付予定時期等	有効期間
年 月 日交付分	年 月 日～ 年 3月31日
3年毎に4月1日交付予定	4月1日～ 月 日（最終年度）まで （3年毎に無料定期乗車券を郵送で交付します）

※無料定期乗車券に係る更新手続きは不要です。

- 2 有効期限の切れた無料定期乗車券は、本人もしくは代理の方が役場企画財政課または各住民サービス室までご返却ください。

様式第 1 号 (第 5 条関係)

様式第 2 号 (第 6 条関係)